

交	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

交 企 第 2 4 9 号

令 和 5 年 9 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対する指示の基準等について

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定が整備され、「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について」（令和5年1月19日付け交企第406号）においてその趣旨、内容及び留意事項が示されたところ、この度、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対する指示の基準等を別添のとおり定めたことから、これを参考として、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者及び使用者に対する指示の規定並びに報告等の求め及び立入検査に関する規定を適切に運用されたい。

担当：交通企画課交通部企画係

別添

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対する指示の基準等

第1 用語の意義

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対する指示の基準等における用語の意義は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

1 遠隔操作者

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者をいう。

2 使用者

遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。）の使用者をいう。

3 遠隔操作場所

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所をいう。

4 通行場所

遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所をいう。

5 届出書

法第15条の3第1項の規定により使用者が都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する、府令別記様式第1の3の4に規定する遠隔操作型小型車使用届出書をいう。

6 添付書類

届出書に添付される府令第5条の4第3項各号に掲げる書類をいう。

7 報告等の求め

法第15条の5第1項の規定に基づき、公安委員会が報告又は資料の提出を求めることをいう。

8 立入検査

法第15条の5第1項の規定に基づき、公安委員会が、警察職員に、遠隔操作場所その他の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることをいう。

第2 遠隔操作者に対する指示

1 趣旨

法第15条の規定に基づき、警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、法第10条第1項若しくは第2項、法第12条、法第13条、法第14条の2又は法第14条の3の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

警察官等による通行方法の指示は、警察官等の目前において現に発生している遠隔操作型小型車の通行に係る違反行為を遠隔操作者に是正させることを目的とする

ものである。

2 指示の方法

(1) 指示の手続

警察官等による通行方法の指示は、道路において遠隔操作者を認めることができる場合にあつては口頭により直接に、道路において遠隔操作者を認めることができない場合にあつては電話連絡又は遠隔操作型小型車に備えられた装置（音声等により遠隔操作者が遠隔操作型小型車の周囲の状況を認識することができるものをいう。）を通じて、遠隔操作者に対して行うこと。

なお、遠隔操作型小型車を道路において遠隔操作により通行させようとする場合には、使用者は、遠隔操作場所及び連絡先（電話番号）を記載した届出書を提出しなければならないこととされていることから、電話連絡を行う必要がある場合には当該届出書を参照すること。

(2) 意見陳述のための手続

警察官等による通行方法の指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項第13号に掲げる処分に該当することから、事前に、意見陳述のための手続をとる必要はない。

3 指示を行う場合及びその内容

別表第1左欄に定める場合には、同表右欄に定める内容を参考として指示を行うこと。

この点、法第14条の3の規定は、法第70条に規定する車両等の運転者に係る安全運転義務に相当して、遠隔操作者に遠隔操作型小型車の安全な通行を求めるものであり、警察官等による通行方法の指示の対象となる他の各条に定める類型的な行為以外の行為も指示の対象とされていることに留意すること。

また、法第15条に係る罰則の構成要件は、警察官等による指示に従わないことであることを踏まえ、遵守すべき通行方法を具体的に示すこと。

4 留意事項

警察官等が通行方法を指示したかどうかにかかわらず、法第15条の2の規定に基づく遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置をとることができることに留意すること。

第3 使用者に対する指示

1 趣旨

法第15条の6の規定に基づき、公安委員会は、使用者又はその使用する者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。）を指示することができる。

使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に

関して違反行為があった場合において、将来における道路交通の危険と障害を防止するための是正措置を講じさせることを目的とするものである。

違法状態が是正されるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させなければ、道路交通の危険と障害が生じるおそれがある場合もあることから、指示の実効性を担保するための必要最低限の措置として、使用者に対して「措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させること」を指示することができることとされている。

「その使用する者」とは、遠隔操作者、その補助を行う者その他使用者のために行為をする全ての者をいい、当該使用者との間に雇用契約又は労働契約の存在を問わない。

2 指示の方法

(1) 指示の手続

使用者に対する指示は、別記様式第1号（遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書）を交付することにより行うこと。

また、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定により、指示を行う場合には、当該指示を口頭で行う場合を除き、指示の相手方となる使用者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間並びに当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

(2) 意見陳述のための手続等

使用者に対する指示をしようとするときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付することにより、事前に、弁明の機会の付与の手続をとること。

3 指示を行う場合及びその内容

別表第2に定める場合には、次の点に留意しつつ、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとるべきことを指示すること。

(1) 一般原則

比例原則にのっとるとともに、使用者に過大な負担を課さないものとする。指示は、1回の違反行為について1回とすること。

(2) 違反行為に関する分析

届出書類等（報告等の求め又は立入検査を通じて得られた資料を含む。）を踏まえつつ、指示の対象となり得る違反行為について、故意と過失のいずれによるものか、どのような悪質性・危険性があるか、他の違反行為について過去に取締り（行政指導を含む。）を受けている者によるものか、遠隔操作のための装置と遠隔操作のための人員のいずれによるものか、使用者による適切な対策が事前に講じられていれば当該違反行為の発生を防止することができたか評価できるかどうか、指示を通じて将来の道路における危険を防止することができるかなどについて、多角的に分析すること。

(3) 指示の内容

使用者に対する指示に当たっては、使用者が講ずべき措置を具体的に示すこと。また、指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。

例えば、遠隔操作者が、遠隔操作型小型車の操作を誤り、それによって人と接触した場合には、遠隔操作者に対する教育・訓練の充実をはじめとする再発防止策を講ずるよう指示することが想定される。また、遠隔操作のための装置の不具合により遠隔操作型小型車が信号無視をしたと認められる場合には、当該不具合が修理されるまで通行を停止させるよう指示することが想定される。

4 指示後の通報

使用者に対する指示を実施した場合において、当該使用者が他の都道府県の区域において遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させていると認められるときは、別記様式第2号（指示実施通知書）に届出書及び添付書類の写しを添付して送付することにより、当該区域を管轄する公安委員会に指示を実施したことを通知すること。

第4 報告等の求め及び立入検査

1 趣旨

法第15条の5第1項の規定に基づき、公安委員会は、法第2章の2の規定の施行に必要な限度において、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、遠隔操作型小型車の遠隔操作場所その他の使用者の事務所（以下単に「事務所」という。）に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

報告等の求め及び立入検査は、違反行為をした使用者に対する指示の要件該当性、公安委員会から使用者になされた指示の遵守状況等を判断するための資料を収集し、遠隔操作型小型車の届出制度の実効性を確保することを目的とするものである。

このほか、使用者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行について適法に届け出ている場合においても、遠隔操作のための装置、人員その他の体制に関する資料をはじめ、届出事項に関して当該使用者に追加資料を提出させることができる。

2 報告等の求め及び立入検査の方法

(1) 報告等の求め及び立入検査の実施主体

報告等の求め及び立入検査は、原則として、青森県公安委員会が行うが、事務所が青森県公安委員会の管轄区域外に所在し、かつ、青森県公安委員会による立入検査の実施が事務の実施に支障があり又は支障があるおそれがあるときは、当該事務所の所在地を管轄する公安委員会（以下「事務所管轄公安委員会」という。）に対して、当該事務所への立入検査の実施を依頼することができる。この場合においては、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）警察庁に連絡の上で、別記様式第3号（立入検査実施依頼書）に届出書及び添付書類の写しを添付して事務所管轄公安委員会に送付することにより依頼すること。

また、青森県公安委員会が通行場所を管轄する公安委員会（以下「通行場所管

轄公安委員会」という。)の依頼により立入検査を実施した場合には、別記様式第4号(立入検査実施結果通知書)を送付することにより、当該通行場所管轄公安委員会に結果を通知すること。

(2) 報告等の求め及び立入検査の手続

ア 結果の通知

使用者に対する報告等の求め又は立入検査を実施した場合(事務所管轄公安委員会に立入検査を実施させる場合を含む。)において、当該使用者が他の都道府県の区域において遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させていると認められるときは、立入検査について別記様式第4号(立入検査実施結果通知書)を、報告等の求めについて別記様式第5号(報告等の求め実施結果通知書)を送付することにより、それぞれ当該区域を管轄する公安委員会に結果を通知すること。

イ 立入検査を実施する警察職員等

立入検査は、警察本部交通部交通企画課の警察職員が行うほか、警察署の職員に行わせることができるが、法第15条の5第2項の規定により、立入検査を実施するときは、警察職員は、警察手帳又は警察職員証を携帯し、関係者に提示しなければならないことに留意すること。

ウ 立入検査の実施結果報告

立入検査を実施した警察職員は、実施結果について別記様式第6号(立入検査実施結果報告書)により警察本部交通部交通企画課長へ報告すること。

(3) 意見陳述のための手続

報告等の求め及び立入検査は、行政手続法第3条第1項第14号に掲げる処分から該当することから、事前に意見陳述のための手続をとる必要はない。

3 報告等の求めの内容

公安委員会が使用者に対して求める報告若しくは資料又は警察職員に検査させる帳簿、書類その他の物件として、具体的には、「遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する解釈及び運用上の留意事項について」(令和5年3月31日付け交企第430号)別添第3の3(3)に定める遠隔操作のための装置、人員その他の体制に関する内容(遠隔操作に用いるプログラム及び電子機器(手動操作装置を含む。))について、当該プログラム及び電子機器の詳細仕様書、設計書等を含み、一の遠隔操作型小型車を二人以上の者が操作することができる場合における遠隔操作者を事後に特定するための方法について、遠隔操作者の勤務体制表を含む。)、遠隔操作型小型車の遠隔操作及び通信の履歴、遠隔操作型小型車の過去の位置情報、遠隔操作型小型車の車体等が想定される。

別記様式第1号

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書

殿

年 月 日

青森県公安委員会

道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。

住 所	
届 出 番 号 等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会（青森県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

別記様式第2号

<p>指 示 実 施 通 知 書</p> <p>公安委員会 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>青森県公安委員会</p> <p>当公安委員会は、 年 月 日に遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して使用者に対する指示を実施したことから、下記のとおり通知する。</p>	
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
備 考	

- 備考 1 遠隔操作型小型車通行届出書及び当該届出に係る添付書類の写しを添付すること。
- 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号

立 入 検 査 実 施 依 頼 書

公安委員会 殿

年 月 日

青森県公安委員会

当公安委員会の管轄区域内における遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して必要があることから、道路交通法第15条の5第1項の規定に基づき、貴公安委員会の管轄区域内に所在する下記の遠隔操作型小型車の使用者の事務所に対して、警察職員による立入検査を実施願いたい。

使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
立 入 検 査 を 実 施 す べ き 事 務 所 の 所 在 地	
立 入 検 査 を 実 施 す べ き 理 由	
立 入 検 査 で 明 ら か に す べ き 事 項 等	
備 考	

- 備考
- 1 遠隔操作型小型車通行届出書及び当該届出に係る添付書類の写しを添付すること。
 - 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号

立入検査実施結果通知書

公安委員会 殿

年 月 日
青森県公安委員会

当公安委員会が 年 月 日に遠隔操作型小型車の使用者の事務所に立入検査を実施した結果について、下記のとおり通知する。

使用者の 氏名又は名称	
住 所	
立入検査を 実施した 事務所の所在地	
立入検査を 実施した 理 由	
立入検査の 実施結果	
備 考	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号

報告等の求め実施結果通知書

公安委員会 殿

年 月 日

青森県公安委員会

当公安委員会が 年 月 日に遠隔操作型小型車の使用者に対して報告等の求めを実施した結果について、下記のとおり通知する。

使用者の 氏名又は名称	
住 所	
報告等の求めを 実施した 理 由	
報告等の求めの 実施結果	
備 考	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号

立 入 検 査 実 施 結 果 報 告 書

年 月 日

交 通 企 画 課 長 殿

所 属

階 級

氏 名

道路交通法第15条の5の規定に基づく遠隔操作型小型車の使用者の事務所への立入検査を実施した結果は、下記のとおりであるから報告する。

立 入 検 査 日 時	
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称	
住 所	
立 入 検 査 を 実 施 し た 事 務 所 の 所 在 地	
立 入 検 査 員 実 施 員	
立 入 検 査 を 実 施 し た 理 由	
立 入 検 査 の 実 施 結 果	
備 考	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。